

元久の法難

この専修念仏が広く世上の支持を得ると、南都北嶺の各仏教徒は、これに反感を抱くようになります。広まりゆく新興の念仏宗に不安をもった北嶺(延暦寺)の仏教徒は、専修念仏の教義や風紀上の問題を取り沙汰し、元久元年(1204)10月、延暦寺の大講堂に集会して、専修念仏の停止を天台座主真性に訴えました。

この事態を憂慮した法然聖人は『七箇条制誡』を作り、京洛や近在の門弟等に呼びかけ、自肅自戒を促し、自署を求めました。この時、応じて署名した門弟は190名にも及んでいます。さらに『山門に送る起請文』を11月7日付で座主に提出しました。この一件より以前にも、延暦寺よりしばしば法然上人のもとへ苦情が寄せられたらしく、同様の誓状は再三にわたって送られました。

『七箇条制誡』

- 一、いまだ、一句の文義を窺わず、真言・止観を破し奉って、余の仏・菩薩を誹ずることを停止すべき事。
- 一、無智にもかかわらず有智の人に対し、別解別行の輩に会い、好んで諍論をすることを停止すべき事。
- 一、別解別行の人に対して、愚痴偏執の心をもって、本業を棄て置くべきと称して、あながちにこれを嫌い笑うことを停止すべき事。
- 一、念仏門においては戒行なしと号し、専ら婬酒食肉を勧め、たまたま律儀を守るを雑行人と名づけて、弥陀の本願を憑む者は、造悪を恐れることなかれということ停止すべき事。
- 一、いまだ是非をわきまえざる痴人、聖教を離れ、師説に背いて、ほしいままに私の義を述べ、みだりに諍論を企て、智者に笑われ、愚人を迷乱することを停止すべき事。

一、愚鈍の身にもかかわらず、ことに唱導を好み、正法を知らず、種々の邪法を説いて、無智の道俗を教化することを停止すべき事。

一、自ら仏教にあらざる邪法を説いて、偽って師範の説と号することを停止すべき事。

元久元年11月7日

沙門源空

(加納 進)